

ID: 1825

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	先端設備等導入計画の認定		
法令名 根拠条項	中小企業等経営強化法 第52条第1項		
法令番号	平成11年法律第18号		
【基準】	<p>法第52条の規定による。 (先端設備等導入計画の認定)</p> <p>第52条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入(以下「先端設備等導入」という。)をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画(以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村(同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。)に提出して、その認定を受けることができる。</p> <p>2 2以上の中小企業者が先端設備等導入を共同で行おうとする場合にあっては、当該2以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。</p> <p>3 先端設備等導入計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 先端設備等の種類及び導入時期</p> <p>(2) 先端設備等導入の内容</p> <p>(3) 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>4 特定市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。</p> <p>(2) 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p> <p>5 特定市町村は、第1項の認定をしたときは、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1826

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	先端設備等導入計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	中小企業等経営強化法 第53条第1項		
法令番号	平成11年法律第18号		
【基準】	<p>法第53条第1項の規定による。 (先端設備等導入計画の変更等)</p> <p>第53条 前条第1項の認定を受けた中小企業者(以下「認定先端設備等導入事業者」という。)は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。)に従って先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>4 特定市町村は、前2項の規定により前条第1項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。</p> <p>5 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の認定について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5230

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	組合設立の認可		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第36条第1項		
法令番号	昭和37年法律第141号		
【基準】	法第36条の規定による。 (設立の認可) 第36条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、経済産業省令で定めるところにより、行政庁に提出して、組合の設立の認可を受けなければならない。 2 行政庁は、前項の組合の設立の認可の申請が第6条及び第9条又は第11条の要件その他政令で定める要件を備えていると認めるときでなければ、認可をしてはならない。 3 行政庁は、第1項の規定による認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、当該発起人に通知しなければならない。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5231

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	総会招集の承認		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第59条		
法令番号	昭和37年法律第141号		
【基準】 法第59条の規定による。 第59条 前条第2項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から10日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者が不在の場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5232

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	定款の変更の認可		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第62条第2項		
法令番号	昭和37年法律第141号		
【基準】	<p>法第62条の規定による。 (総会の議決事項)</p> <p>第62条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款の変更 (2) 規約の設定、変更又は廃止 (3) 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更 (4) 経費の賦課及び徴収の方法 (5) その他定款で定める事項 <p>2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 前項の認可については、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>4 第1項第2号に掲げる事項の変更のうち、軽微な事項その他の経済産業省令で定める事項に係るものについては、同項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとするができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5233

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	余裕金運用の認可		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第67条の2ただし書		
法令番号	昭和37年法律第141号		
<p>【基準】 法第67条の2の規定による。 (余裕金運用の制限) 第67条の2 組合員(連合会にあつては、会員たる組合の組合員)の総数が第44条第5項の政令で定める基準を超える組合は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金、貯金又は金銭信託</p> <p>(2) 国債、地方債又は経済産業省令で定める有価証券の取得</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5234

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	合併の認可		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第73条第3項		
法令番号	昭和37年法律第141号		
【基準】 法第73条の規定による。 (合併の手續) 第73条 組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。 2 組合の合併については、第66条並びに第67条第1項及び第2項の規定を準用する。 3 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 4 前項の認可については、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1633

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	商店街整備計画の認定		
法令名 根拠条項	中小小売商業振興法 第4条第1項		
法令番号	昭和48年法律第101号		
【基準】	<p>法第4条第1項及び政令第2条の規定による。 (高度化事業計画の認定等)</p> <p>第4条 商店街振興組合等(商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第9条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会をいう。)は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。</p> <p>(商店街整備計画の認定の基準)</p> <p>第2条 法第4条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。</p> <p>(2) 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者(サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、法第2条第1項第2号の2又は第3号から第5号までのいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。</p> <p>(3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。</p> <p>(4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>(5) 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員がその店舗その他の施設を新設し、又は改造する事業にあつては、当該組合員又は所属員が新設し、又は改造する店舗その他の施設の敷地面積の合計のうち中小企業者が新設し、又は改造する店舗その他の施設に係る部分が3分の2以上であり、かつ、当該組合員又は所属員の2分の1以上(経済産業省令で定める場合にあつては、当該組合員又は所属員のうち経済産業省令で定める数以上の者)が当該事業に参加すること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1634

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	店舗集団化計画の認定		
法令名 根拠条項	中小小売商業振興法 第4条第2項		
法令番号	昭和48年法律第101号		
<p>【基準】 法第4条第2項及び政令第3条の規定による。 (高度化事業計画の認定等)</p> <p>第4条 2 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、店舗を一の団地に集団して設置する事業(当該事業に併せてアーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業を含む。)について、店舗集団化計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該店舗集団化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。</p> <p>(店舗集団化計画の認定の基準)</p> <p>第3条 法第4条第2項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会(次号及び第5号において「事業協同組合等」という。)の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。</p> <p>(2) 当該事業協同組合等の組合員又は所属員の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。</p> <p>(3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。</p> <p>(4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>(5) 当該事業協同組合等のすべての組合員又は所属員が当該団地に店舗を設置すること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1635

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	共同店舗等整備計画の認定
法令名 根拠条項	中小小売商業振興法 第4条第3項
法令番号	昭和48年法律第101号
<p>【基準】 法第4条第3項及び政令第4条の規定による。 (高度化事業計画の認定等)</p> <p>第4条</p> <p>3 第1号又は第2号に掲げる組合は当該各号に定める事業について、第3号に掲げる中小小売商業者は、当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第4号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ共同店舗等整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該共同店舗等整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。</p> <p>(1) 事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売商業者である組合員のための共同店舗又は休憩所、集会場その他の共同店舗と併設される施設若しくは共同店舗の設備(以下この項及び第8項において「共同店舗等」という。)の設置の事業</p> <p>(2) 協業組合 組合の店舗又は休憩所、集会場その他の店舗と併設される施設若しくは店舗の設備(次号において「店舗等」という。)の設置の事業</p> <p>(3) 他の中小小売商業者と合併をしようとし、又は他の中小小売商業者とともに資本金の額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売商業者次に掲げる事業</p> <p>イ 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社(合併後存続する会社を含む。)の店舗等の設置の事業</p> <p>ロ 出資により設立される会社及びその会社に出資しようとする中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業</p> <p>(4) 2以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業(共同店舗等整備計画の認定の基準)</p> <p>第4条 法第4条第3項の政令で定める基準は、同項第1号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上であること。</p> <p>(2) 当該組合の組合員の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。</p> <p>(3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。</p> <p>(4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>(5) 当該組合の組合員であつて中小小売商業者であるもののすべてが当該共同店舗において小売業に属する事業を営むこと。</p> <p>(6) 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が経済産業省令で定める面積以上であること。</p> <p>2 法第4条第3項の政令で定める基準は、同項第2号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上であること。</p> <p>(2) 当該組合が中小小売商業者であること。</p> <p>(3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。</p> <p>(4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>(5) 当該組合が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。</p> <p>(6) 当該店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が前項第6号の経済産業省令で定める面積以上であること。</p>	

- 3 法第4条第3項の政令で定める基準は、同項第3号に掲げる中小小売商業者が当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して作成する共同店舗等整備計画及び同項第4号に掲げる会社が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。
- (1) 当該合併若しくは出資をしようとし、又は当該出資をしている中小小売商業者の数が経済産業省令で定める数以上であること。
 - (2) 出資により設立される会社又は法第4条第3項第4号に掲げる会社にあつては、中小小売商業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は中小小売商業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が10分の7以上であること。
 - (3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
 - (4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
 - (5) 法第4条第3項第3号イに定める事業にあつては、同号イに規定する会社が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。
 - (6) 法第4条第3項第3号ロに定める事業又は同項第4号に定める事業にあつては、当該共同店舗が主として同項第3号ロに規定する会社若しくはその会社に出資しようとする中小小売商業者又は同項第4号に掲げる会社若しくはその会社に出資している中小小売商業者が営む小売業に属する事業の用に供されること。
 - (7) 当該店舗又は共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第1項第6号の経済産業省令で定める面積以上であること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1636

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	商店街整備等支援計画の認定
法令名 根拠条項	中小小売商業振興法 第4条第6項
法令番号	昭和48年法律第101号
<p>【基準】 法第4条第6項並びに政令第7条及び第8条の規定による。 (高度化事業計画の認定等)</p> <p>第4条 6 中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの(以下「特定会社」という。)若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。)又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備等支援計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。</p> <p>(特定会社の要件)</p> <p>第7条 法第4条第6項の政令で定める要件は、中小企業者以外の会社(以下この条及び次条において「大企業者」という。)の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が2分の1未満であること(独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する場合にあつては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資後において、大企業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が2分の1未満となることが確実に認められること)とする。</p> <p>(商店街整備等支援計画の認定の基準)</p> <p>第8条 法第4条第6項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。</p> <p>(2) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>(3) 法第4条第6項の特定会社が当該事業を実施する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ 当該特定会社に出資しようとし、又は出資している者の3分の2以上が中小企業者であること。</p> <p>ロ 大企業者が当該特定会社の最大株主又は最大出資者とならないこと。</p> <p>ハ いずれの大企業者についても、その所有に係る当該特定会社の株式の数の当該特定会社の発行済株式の総数に対する割合又はその当該特定会社への出資の金額の当該特定会社の出資の総額に対する割合が経済産業省令で定める割合未満であること。</p> <p>(4) 共同店舗を設置する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ 当該共同店舗において事業を営む者の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。</p> <p>ロ 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第4条第1項第6号の経済産業省令で定める面積以上であること。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1637

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	高度化事業計画変更の認定		
法令名 根拠条項	中小小売商業振興法施行令 第9条第1項		
法令番号	昭和48年政令第286号		
<p>【基準】 政令第9条第1項の規定による。 (認定計画の変更等)</p> <p>第9条 法第4条第1項から第6項までの規定による認定を受けた者、同条第3項第3号イ若しくはロ若しくは第4項第2号に規定する会社又は同条第6項に規定する特定会社は、同条第1項から第6項までの規定による認定を受けた高度化事業計画(次項において「認定計画」という。)の変更をしようとするときは、当該変更が第2条から前条までに規定する要件に適合するものである旨の経済産業大臣(法第4条第4項又は第5項の規定による認定を受けた高度化事業計画の変更については、主務大臣)の認定を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3043

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	期間延長の許可		
法令名 根拠条項	商工会議所法 第10条第2項		
法令番号	昭和28年法律第143号		
【基準】 法第10条第2項の規定による。 (法定台帳の作成) 第10条 2 経済産業大臣は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があると認めるときは、商工会議所の申請に基づいて、前項に規定する期間の延長をすることができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3044

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	負担金賦課の許可		
法令名 根拠条項	商工会議所法 第12条第1項		
法令番号	昭和28年法律第143号		
【基準】	<p>法第12条及び政令第4条の規定による。 (負担金)</p> <p>第12条 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。</p> <p>2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。</p> <p>第4条 経済産業大臣は、法第12条第1項の許可の申請が次に掲げる要件に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 特定商工業者に賦課する負担金の総額は、商工業者法定台帳の作成、管理及び運用に直接必要な最少限度の経費の額を超えないこと。</p> <p>(2) 特定商工業者に賦課する負担金の額を不均一にする場合は、特定商工業者の法第7条第2項第1号に規定する従業員の数又は同項第2号に規定する資本金額若しくは払込済出資総額(その商工会議所の地区以外の地域にも営業所等を有する特定商工業者にあつては、その資本金額又は払込済出資総額に、その商工会議所の地区内の営業所等の従業員の数のすべての営業所等の従業員の数に対する割合を乗じて得た額)を基準とし、特定の者を不当に差別的に取り扱わないこと。</p> <p>(3) 特定商工業者に賦課する負担金の額を不均一にする場合は、特定商工業者に賦課する負担金の額のうち最高のもは、特定商工業者に賦課する負担金の総額を特定商工業者の数で除して得た額(以下「平均負担額」という。)の1倍半の額を超えず、その最低のもは、平均負担額の半額を下らないこと。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3046

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	特定商工業者の該当基準の引上げの許可		
法令名 根拠条項	商工会議所法 第7条第2項第1号及び第2号		
法令番号	昭和28年法律第143号		
【基準】	<p>法第7条第2項第1号及び第2号の規定による。 (定義)</p> <p>第7条</p> <p>2 この章において、「特定商工業者」とは、商工会議所の地区内において、第26条の場合においては創立総会終了の日、その他の場合においてはその商工会議所の毎事業年度開始の日(以下この項において「基準日」という。)まで6月以上引き続き営業所、事務所、工場又は事業場(以下この条において「営業所等」という。)を有する商工業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 基準日におけるその商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以上(その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、当該人数以上の人数を定め、かつ、公告した場合にあつては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した人数以上)である者</p> <p>(2) 基準日における資本金額又は払込済出資総額が300万円以上(その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、300万円以上の金額を定め、かつ、公告した場合にあつては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した金額以上)である者</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3047

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	商工会の設立の認可		
法令名 根拠条項	商工会法 第23条第1項		
法令番号	昭和35年法律第89号		
【基準】	<p>法第23条第1項及び第2項の規定による。 (設立の認可)</p> <p>第23条 発起人は、創立総会の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに経済産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、経済産業大臣に設立の認可を申請しなければならない。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。</p> <p>(1) 設立の手續並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 第13条本文に規定する者の2分の1以上が会員となるものであること。</p> <p>(3) その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。</p> <p>(4) その事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。</p> <p>(5) 設立しようとする商工会が第7条第2項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3048

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	総会招集の承認		
法令名 根拠条項	商工会法 第42条第5項(第48条第5項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和35年法律第89号		
【基準】	法第42条第5項の規定による。 第42条 5 第2項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から2週間以内に会長が総会招集の手続をしないときは、経済産業大臣の承認を得て総会を招集することができる。会長の職務を行う者が不在の場合において、会員が総会員の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3049

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	定款の変更の認可		
法令名 根拠条項	商工会法 第44条第2項(第48条第5項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和35年法律第89号		
【基準】	<p>法第44条第2項及び同条第4項において準用する第23条第2項の規定による。 (総会の決議)</p> <p>第44条</p> <p>2 会長は、総会において定款の変更の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に変更の理由その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、経済産業大臣に定款の変更の認可を申請しなければならない。</p> <p>3 定款の変更は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>4 第23条第2項及び第3項並びに第24条の規定は、第2項の認可について準用する。</p> <p>(設立の認可)</p> <p>第23条</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。</p> <p>(1) 設立の手續並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 第13条本文に規定する者の2分の1以上が会員となるものであること。</p> <p>(3) その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。</p> <p>(4) その事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。</p> <p>(5) 設立しようとする商工会が第7条第2項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3053

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	財産処分の方法の認可		
法令名 根拠条項	商工会法 第54条第1項及び第2項		
法令番号	昭和35年法律第89号		
【基準】	法第54条第1項及び第2項の規定による。 (財産処分の方法等) 第54条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、経済産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3072

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	火薬類の消費の許可(煙火の消費に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第25条第1項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【基準】	法第25条第1項及び第2項の規定による。 (消費) 第25条 火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者(火薬類を廃棄するため爆発させ、又は燃焼させようとする者を除く。以下「消費者」という。)は、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習、信号、観賞その他経済産業省令で定めるものの用に供するため経済産業省令で定める数量以下の火薬類を消費する場合、法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する場合及び非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費する場合は、この限りでない。 2 都道府県知事は、その爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が不適當であると認めるときその他その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日